

売却区分 番 号	3	見積価額	14,070,000円
		公売保証金	1,500,000円
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 1 所 在 尼崎市神田北通九丁目 地 番 242番4 地 目 宅地 地 積 60.32平方メートル (土地の表示) 2 所 在 尼崎市神田北通九丁目 地 番 242番5 地 目 宅地 地 積 10.17平方メートル のうち持分3分の1 (主である建物の表示) 3 所 在 尼崎市神田北通九丁目 242番地4 家屋番号 242番4 種 類 居宅・車庫 構 造 木造スレートぶき3階建 床 面 積 1階 39.75平方メートル 2階 40.03平方メートル 3階 30.92平方メートル 以上登記事項証明書による表示		
住 居 表 示 等	尼崎市神田北通9丁目242番地の4		
公 売 財 産 の 概 要	1 公売財産は、阪神電鉄本線出屋敷駅の北方約700メートル（道路距離）の位置に存し、その属する地域は、小規模戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域である。 2 公売財産に係る土地は、北側で幅員約7メートルの舗装された市道及び西側で幅員約4メートルの舗装された私道に接面し、間口約8.2メートル、角切約3.1メートル、奥行約3.9メートル、背面約10.4メートルの略長方形の角地である。		
法 的 規 制	市街化区域、第1種住居地域（指定容積率200パーセント、指定建蔽率60パーセント）、第3種高度地区、準防火地域、居住誘導区域		
公 売 条 件 そ の 他	1 公売財産に係る土地は、専門機関による土壌汚染状況調査等が行われていないため、土壌汚染の有無については不明である。 2 公売財産に係る土地は、専門機関による調査等が行われていないため、地下埋設		

物の有無については不明である。

- 3 公売財産に係る土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。
- 4 公売財産については、あらかじめその現況及び公簿等を確認すること。財産の種類又は品質の不適合があっても執行機関（市）は担保責任等を負わない。
- 5 公売財産の建物のアスベスト含有建材の使用の有無は不明である。
- 6 公売財産の内覧は、実施しない。
- 7 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。
- 8 公売財産の建物には所有者が居住していると思われ、不動産内に動産があると思われる。執行機関（市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理等は、全て買受人の責任において行うこととなる。



※242-5の持分は3分の1





持分 3 分の 1



